

保存種別 第1種

各都道府県（方面）公安委員会委員長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 屬 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁乙刑発第21号、乙生発第16号

乙備発第11号

平成12年8月11日

警 察 庁 次 長

通信傍受規則の制定について（依命通達）

この度、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定され、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）の施行の日（平成12年8月15日）から施行されることとなった。規則の制定の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

第1 規則の制定の趣旨

警察においては、従来から、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）により、警察捜査の適正な実施に努めてきたところであるが、法によりその要件、手続等が定められた通信の傍受については、通信の秘密やプライバシーの保護について十分な配慮を要し、かつ、その性質上、密行的かつ継続的に処分が行われることから、傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護について、捜索、差押え等の従来の強制処分とは異なる配慮が必要とされるので、この度、規範の特則として、規則を制定したものである。

第2 規則の内容及び運用上の留意事項

- 1 傍受令状請求等に当たっての警察本部長の承認（第3条、第4条、第23条及び第25条関係）

傍受令状の請求については、法第4条で国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官にのみ権限が与えられており、国家公安委員会等が指定する警部以上の警察官にのみ権限が与えられている逮捕状の請求についてよりも、更に厳しい制限が課せられているところである。さらに、規則では、通信の傍受という処分の重大性にかんがみ、請求に当たっては、必ず、事前に、警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）本人の承認を得なければならないこととして、より慎重な判断を求めることとするとともに、請求に関する組織的責任を明確にしたものである（第3条第1項）。

このようなことから、警察本部長は、この承認を専決の対象とすることは許されず、また、方面本部長への職務の委任については予定していないので、すべての警察本部長にあっては、必ず自ら承認を行わなければならない。

ここで、「承認」とは、規範第119条第2項等に規定する「指揮」と基本的には同じものであるが、第三者的な立場に立ったより慎重な判断が期待されていることを明確にするために用いた用語である。

したがって、傍受令状の請求について承認を求められた警察本部長は、疎明資料を入念に点検し、法令の規定と十分照らし合わせるなどして、傍受の理由の有無及び通信の傍受以外の方法によっては犯人を特定すること等が著しく困難であるか否かにつき、他の令状請求の場合以上に慎重に判断を下すこと。

なお、同様の趣旨から、傍受ができる期間の延長、通知を発しなければならない期間の延長並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧等裁判官に対して許可を請求する事項に関しては、その判断に慎重を期するため、請求に当たっては、警察本部長の事前の承認を要することとした（第4条第1項、第23条第2項及び第25条第2項）。

2 捜査主任官等の指名（第5条関係）

（1）捜査主任官の指名

規範第20条は、警察本部長又は警察署長が当該事件の捜査につき捜査主任官を指名することとしているが、傍受を行う事件の捜査については、その適正を期する必要性が特に高く、また、警察本部長の責任を明確にする必要もあるため、同条の特則として警察本部長が捜査主任官を指名することとした（第5条第1項）。

（2）捜査主任官の職務

捜査主任官の職務については、規範第20条第2項に具体的に列挙されているところであるが、通信の傍受に関する職責を明確化するため、規則で、傍受の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務については、警察本部長の指揮を受け、捜査主任官が、これを統括することとした（第5条第2項）。

通信の秘密を最大限保護するためには、傍受の適正な実施と合わせ、通信記録物等の適切な保管管理が極めて重要であり、傍受された通信の記録が捜査の目的以外の目的のために使用されるようなことはあってはならないことである。そこで、規則では、通信記録物等の作成、使用が捜査のために必要があって行われるのか否かの判断は、事件の全般に最もよく通じている捜査主任官が最も適切に行い得るとの観点から、通信記録物等の管理に関する事務についても、捜査主任官が一元的に統括することとした。

（3）傍受実施主任官の指名

捜査主任官は、捜査全般の指揮監督に当たることから必ずしも傍受の実施の場所にいるとは限らないことから、主として傍受の実施の場所における責任者として傍受の実施等に従事する職員の指揮監督を行い、該当性の判断や立会人に対する説明等を担当する「傍受実施主任官」を警察本部長が指名することとした（第5条第3項及び第4項）。

したがって、警察本部長は、このような任務を遂行するに足る者を警部以上の警察官の中から選定し、指名を行うこと。

（4）通信記録物等管理者の指名

捜査主任官が通信記録物等の管理に関する職務を的確に遂行し得るよう、これを

補助する「通信記録物等管理者」を警察本部長が指名することとした（第5条第5項）。

通信記録物等管理者の職務は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助することであり、これに該当するものであれば、規則第20条等において通信記録物等管理者の事務として明記された事務以外の事務についても、責任を持って処理することが期待されている。

したがって、警察本部長は、このような任務を遂行するに足る者を警部補以上の警察官の中から選定し、指名を行うこと。

3 傍受の最小化（第6条、第11条及び第13条関係）

（1）該当性判断のための傍受の最小化

法第13条第1項の規定により、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信については、通信の秘密を保護する観点から、該当性判断のために必要な最小限度の範囲に限り、傍受をすることができるとされている。規則では、この傍受を必要最小限度の範囲内のものとするため、スポットモニタリングという方法を用いることとし、その実施方法に関する規定を整備した（第11条第3項から第8項）。

そして、個別の事案におけるスポット傍受の時間や間隔等スポット傍受の最小化のための遵守事項については、事案に応じて警察本部長が、その都度、文書で捜査主任官に対して指示することとした（第6条第1項）。

したがって、警察本部長としては、個別の事案に応じて傍受が必要最小限の範囲のものとなるようスポット傍受の時間等を定めてこれを指示しなければならないのであるが、その際によるべき基準については、別途指示する。

なお、指示に際しては、あえて警察本部長から指示された最大時間まで傍受を継続する必要はないことから、スポット傍受の継続について判断に迷ったときは、慎重を期して、指示した時間が経過していくなくともスポット傍受を終了するよう指示すること。

（2）報道の取材のための通信が行われた場合の措置

医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者との間の通信については、当該者が傍受令状に被疑者として記載されている場合を除き、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときには、それが令状に記載された犯罪に関連する通信であったとしても、傍受をすることが法で禁止されている（法第15条）。

これに対し、報道の取材のための通信については、法上特に傍受を禁止する規定は置かれていがないが、報道の取材の自由を尊重する観点から、傍受の実施に当たって警察本部長は留意事項について指示しなければならない旨規定した（第6条第1項第2号）。

そこで、警察本部長にあっては、傍受している通信が報道の取材のための通信であることが明らかになったときは、既に令状記載傍受等を行っているといった希有な場合を除いては、直ちに傍受を終了するように指示すること。

(3) スポット傍受のための機器

該当性判断のための傍受を必要最小限のものとするため、スポット傍受は傍受の開始時からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的に傍受が中断される機能等を有する機器を用いて行うものとする旨規定した（第11条第1項）。

このような機器は、警察庁において調達した「通信傍受法用記録等装置」のみであることから、傍受に当たっては、必ずこの機器を用いること。

(4) 外国語等通信についての該当性判断

外国語等通信は、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないことから、法第13条第2項の規定により、その全部を傍受することができることとされている。しかし、外国語等通信の中には、その一部を翻訳等しただけで、傍受すべき通信に該当しないことが判明するものが含まれ得るため、外国語等通信の翻訳等についても、必要最小限度の範囲に限定するようにしなければならない旨規定した（第13条第1項）。

また、外国語等通信についての該当性判断等は、速やかに、これを行う必要がある。

そこで、外国語等通信であって、傍受の実施の場所でその内容を容易に復元できる方法を用いて行われたものについては、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て復元等を行わなければならないこととした（同条第2項）。ここで、「当該場所の状況を考慮して適当であると認めるとき」とは、当該場所で復元等の作業を行うことについての管理者の了解及び復元等に立ち会うことについての立会人の了解があること、作業場所が確保されていること、機器のための電源があることなどをいうが、本規定が置かれた趣旨にかんがみ、可能な限り、傍受の場所において、立会人の立会いを得て、復元等を行うこと。

4 通信事業者等に対する配慮（第9条関係）

傍受の実施のためには、通信事業者等の協力等を得ることが不可欠であるが、同時に、法の規定により協力の要請等を受ける通信事業者等の負担をできる限り抑制する必要があることから、通信事業者等に対する配慮に関する規定を整備した。

傍受の実施の成否は、通信事業者等の協力が得られるかどうかにかかっていると言っても過言ではないので、事前に十分打ち合わせをするなどして、適切に対処すること。

5 立会人への説明（第10条関係）

傍受の実施の手続の公正を担保するため、法第12条第1項の規定により、傍受の実施をするときは、立会人を常時立ち会わせなければならないこととされている。この立会人の役割は、次に掲げるようなものである。

- (1) 傍受のための機器の接続が令状で許可された通信手段になされているかどうかの確認
- (2) 令状によって許可された傍受ができる期間及び時間等が遵守されているかどうか

の確認

- (3) スポット傍受が適正な方法で行われているかどうかの確認
- (4) 傍受をした通信がすべて録音されているかどうかの確認
- (5) 法第20条第1項の規定による封印

規則では、立会人に対し、こうした役割を的確に遂行するため必要な事項をあらかじめ説明しなければならないこととした（第10条第1項）。

説明に当たっては、傍受の実施の手続の公正性の担保という立会人制度の趣旨を念頭において、形式に流れることなく、立会人が説明された事項を確実に理解できるよう配意すること。

6 通信記録物等の適切な管理（第20条及び第21条関係）

通信の秘密を最大限保護する観点から、傍受記録に残された通信以外の通信に係る通信の記録等が確実に消去され、傍受に従事した者等ごく限られた者以外の者に知られないようにするとともに、傍受記録に残された通信であってもそれが捜査の目的以外の目的で使用されることのないようにする必要があり、また、証拠の保持の観点からも、通信記録物等の適切な保管管理は極めて重要である。

このようなことから、規則では、まず通信記録物等の作成が必要最小限の範囲に限定され（第21条第1項）、その作成、保管等に関する事務を事件の全般を最も把握している捜査主任官に統括させることによって（第5条第2項）、これらのものの作成、使用が当該事件の捜査の目的以外の目的で行われることがないよう十分に監督させることとした。また、捜査主任官による通信記録物等の作成、保管等の状況の把握を容易かつ確実なものとするよう、作成後は速やかに捜査主任官を補助する通信記録物等管理者に通知しなければならないこととし（第21条第2項）、通知を受けた通信記録物等管理者は、作成者、保管者等所要事項を簿冊に記載してその状況を明らかにしておかなければならぬこととした（同条第3項）。

また、犯罪とは無関係な通信等に係る記録の消去については、捜査主任官が通信記録物等管理者に命じて確実に実施させることとして（第20条第2項及び第3項、第21条第4項）、その万全を期することとした。

各都道府県警察にあっては、これらの規定を敷衍し、通信記録物等の管理をより確実なものとするため、別に示すところに従い、通信記録物等管理者への通知の方法、通知を受けた通信記録物等管理者の捜査主任官等への報告の要領、警察本部長又はこれを補佐する本部部課長等による管理状況の点検要領及び傍受記録の特殊性、重要性にかんがみ、他の証拠物件とは区別して、特に厳重な保管設備において捜査主任官が直接保管すること等の細部事項について、各府県の実情に応じた規程を整備して、それを確実に遵守、励行することにより、その保管管理の万全を期すること。

7 その他

所要の規定を整備した。

第3 その他の運用上の留意事項

- 1 通信の傍受に関しては、国民の関心も極めて高いことから、その実施に当たっては、法、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）、規則及び本通達（以下「関係法令等」という。）の厳守に最大限配慮し、その遺漏なきを期すること。
- 2 関係法令等を職員に周知徹底するとともに、傍受の実施に従事する職員に対しては、関係諸器材の操作に習熟させること。
- 3 関係法令等にのっとった適正な運用を確保するため必要な指導は、刑事局長が一元的に行うものとする。このため、警察庁の各局部にあっては警察庁刑事局（刑事企画課刑事指導室）との連携を、各都道府県警察にあっては警察庁の関係局部との連携を、それぞれ密にすること。また、都道府県警察内においては、運用の適正の確保の観点から傍受実施部門と本部刑事部の適正捜査担当部門相互の連携を、密にすること。



規則

○國家公安委員会規則第十三号
警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第三十三条第一項の規定に基づき、通信傍受規則を
次のように定める。

平成十二年八月八日

國家公安委員会委員長 西田 司

通信傍受規則

- 目次
- 第一章 総則 (第一条・第二条)
 - 第二章 通信傍受の実施の手続等 (第三条・第四条)
 - 第三章 通信傍受の記録等 (第五条・第二十五条)
 - 第四章 捕則 (第二十六条)
 - 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、警察官が犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)以下、「法」という。の規定による通信の傍受を行うに当たつて守るべき方法、手続その他適切の傍受に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 法に定めるものほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 令状記載傍受 法第三条第一項の規定による傍受をいう。
- 二 スポット傍受 法第十三条第一項の規定による傍受をいう。
- 三 外国語等通信 法第十三条第二項に規定する通信をいう。
- 四 外国語等傍受 法第十三条第二項の規定による傍受をいう。
- 五 他犯罪通信 法第十四条に規定する通信をいう。
- 六 他犯罪傍受 法第十四条の規定による傍受をいう。
- 七 傍受記録作成用媒体 法第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は法第二十条 第二項の規定により作成した記録媒体の複製をいう。
- 八 通信記録物等 傍受の原記録以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体及びその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又は一部を要約して記載し又は記録した物又は書面をいう。

(令状請求の手続)

第三条 傍受令状の請求は、傍受の理由及び必要その他傍受令状請求書に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を順を経て審察本部長(審視監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。)に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

2 前項の請求をするときは、傍受の理由及び必要があることを疎明する参考人供述調査、捜査報告書その他の資料並びに傍受の実施の方法及び場所その他傍受令状請求書の記載事項を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

3 第一項の請求をするに当たつては、当該請求をしようとする指定警察官(法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警察以上の警察官をいう。以下同じ。)その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他の物を提示しなければならない。

(傍受ができる期間の延長請求の手続)

第四条 傍受ができる期間の延長の請求は、延長を必要とする事由及び延長を求める期間について十分に検討して、その検討結果を順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

2 前項の請求をするときは、その必要があることを説明する捜査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

(捜査主任官等)

第五条 傍受を行う事件の捜査については、警察本部長が捜査主任官を指名しなければならない。

2 捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、通信記録物等の管理その他の処理の傍受に関する事務を統括するものとする。

3 警察本部長は、傍受の実施ごとに、警察以上の警察官の中から傍受実施主任官を指名するものとする。

4 傍受実施主任官は、傍受の実施及びこれに付随する事務に従事する職員

を指導監督するものとする。

5 警察本部長は、通信記録物等の管理に因する捜査主任官の職務を補助させるため、警部補以上の警察官の中から通信記録物等の管理を指名するものとする。

6 傍受の実施に当たつては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる事項について、捜査主任官に対し、文書により指示しなければならない。

一 第十一条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指定する時間

二 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、傍受の実施の適正を確保するための事項

2 捜査主任官は、傍受の実施をしている場合においては、傍受実施主任官に、前項の文書の写しを携帯させなければならない。

第七条 傍受の実施に当たつては、傍受令状に記載されている傍受すべき通話、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件その他傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。

(傍受日誌)

第八条 傍受の実施に当たつては、逐次、法第二十一条第一項各号に掲げる事項その他該傍受の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。

(通信事業者等に対する配慮)

第九条 傍受の実施に当たつては、通信事業者等の規約、電気通信設備の運営その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

2 電気通信設備に接続する傍受のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

(立会い)

第十条 傍受の実施に当たつては、あらかじめ、立会人に対し、次に掲げる事項について説明しなければならない。

一 法第十二条、法第二十条その他の立会人に係る主要な法令の規定

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

三 傍受のための機器の概要及びその使用方法

四 第六条第一項第一号に掲げる事項

五 法第二十条第一項の封印の具体的な方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、立会人が適切な立会いをするためとなるべき事項

2 法第二十二条第二項の規定による立会人の意見が述べられたときは、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならない。

3 前項に規定する場合においては、立会人に意見書の提出を求めなければならない。

4 立会いをしていた期間中に立会人の意見が述べられなかつたときは、立会人にその旨を記載した意見書の提出を求めなければならない。

(スマート傍受)

第十二条 スマート傍受は、スマート傍受の開始時からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスマート傍受が中断される機能、スマート傍受をしている旨を表示する機能その他のスマート傍受の適正を確保するための機能を有する機器を用いて行うものとする。

2 スマート傍受に当たつては、犯罪の組織的背景、既に傍受をされた通信の内容との他スマート傍受をしている通信の該当性判断に資する事項を考慮しなければならない。

3 傍受の実施の開始時に現に通話が行われているとき又は傍受の実施の間に通話が開始されたときは、スマート傍受を開始するものとする。

4 スマート傍受をしている場合において、次の各号に掲げる通話が行われていると認めるに至つたときは、スマート傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

3 一 傍受すべき通信に該当することが明らかである通信

4 二 外国語等通信 外国語等傍受

三 他犯罪通信 他犯罪傍受

5 スマート傍受を開始した場合においては、前項の規定により同項各号に定める傍受を開始し、又は第七項の規定によりスマート傍受を終了したときを除き、スマート傍受の開始時からあらかじめ警察本部長が指定した時間内にスマート傍受を中断しなければならない。

6 前項の規定によりスマート傍受を中断した時点からあらかじめ警察本部長が指定した時間が経過した後において、当該スマート傍受を中断した時点において現に行われていた通話と同一の通話が行われており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、スマート傍受を開始するものとする。

7 スマート傍受をしている場合において、第四項各号のいずれにも該当しない通話であつて傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、

8 スマート傍受を終了しなければならない。

前項の規定によりスマート傍受を終了した時又は次条第二項の規定により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間が経過した後において、当該スマート傍受を中断した時点において現に行われていた通話と同一の通話が行われており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スマート傍受を開始するものとする。

(令状記載傍受)

第十三条 前条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、当該各号に掲げる通信以外の通信であつて同項各号のいずれかに掲げるものが行われていると認めるに至つたときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

2 前条第四項各号のいずれにも該当するかどうかが明らかでないものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、当該傍受を終了してスマート傍受を開始するものとし、同項各号のいずれにも該当しない通話であつて傍受すべき通信に該当するかどうかが明らかでないものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、当該傍受を終了してスマート傍受を開始するものとし、同項各号のいずれにも該当しない通話であつて傍受すべき通信に該当するかどうかが明らかでないものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、

2 限度の範囲で行うようにならなければならない。

3 外国語等通信であつて、傍受の実施の場所でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われたものについては、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て前項の復元若しくは閲覧、法第十三条第二項後段の規定による傍受すべく通信に該当するかどうかの判断又は傍受記録の作成を行わなければならない。

3 第一項の翻訳、復号又は復元の嘱託をする場合は、当該嘱託を受ける者が通信の秘密を不正に密する」となく、かつ、捜査「げとならないようにするための措置を講じなければならない。

4 第一項の翻訳、復号又は復元及び聽取又は閲覧については、これらを行つた者の氏名、「これらが行された年月日、傍受をされた通信のうちこれらが行された部分その他のこれらが行された状況を明かにするために必要な事項を書面に記録しておかなければならぬ」。

(相手方の電話番号等の探知)

第十四条 法第十六条第三項の規定による要請は、当該要請に係る通信を行定するために必要な事項を告知して行うものとする。

(第三章 通信傍受の記録等)

第十五条 法第二十条第一項の規定により記録媒体の封印を求めるときは、あらかじめ、当該記録媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第十九条第一項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第六号、以下「最高裁判所規則」という）第九条に規定する書面の様式は、別記様式第一号のとおりとする。
(傍受記録用の複製の作成)

第十六条 法第二十条第二項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所において立会人の立会いを得て行わなければならない。
(傍受記録作成用媒体への署名等)

第十七条 法第十九条第一項後段の規定による記録又は法第二十条第二項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)

第十八条 法第二十一条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二号のとおりとする。
2 前項の書面を裁判官に提出するときは、第十条第三項又は第四項の意見書を添えて行わなければならない。

3 外国語等傍受をした通信について、当該外国語等傍受に係る傍受の実施の状況を記載した書面を提出した後において、当該通信が他犯罪通信に該当すると認めるに至つたときは、通常なく、法第二十一条第五号及び第六号に掲げる事項を記載した他犯罪通信該当書（別記様式第二号）を裁判官に提出しなければならない。

4 前項の書面を提出するときは、通知によつて捜査が妨げられるおそれがあることを説明する検査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

(傍受調書)

第十九条 傍受の実施をしたときは、その状況を明らかにした傍受調書を作成しなければならない。
(傍受記録の作成)

第一十条 傍受記録の作成は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、法第二十二条第一項各号に掲げる通信の記録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外の通信の記録を消去する」とにより、行つものとする。

2 傍受記録を作成した場合において、他に通信記録物等があるときは、検査主任官は、通信記録物等管理者にその記録の全部を消去させなければならない。ただし、当該通信記録物等が、傍受記録に記録された通信の内容の全部又は一部を要約して記載した検査書類であつて、傍受記録を作成する前に行つた検査の経過を示すために特に必要なものである場合には、この限りでない。

3 傍受記録から記録を消去したときは、検査主任官は、通信記録物等管理者に通信記録物等の当該記録に係る部分の記録の全部を消去させなければならない。

4 法第二十一条第一項の規定により書面を裁判官に提出した後において、傍受記録から記録を消去したときは、速やかに、通信記録消去通知書（別記様式第四号）により、当該裁判官に通知しなければならない。

(通信記録物等の作成等)

第二十一条 通信記録物等の作成は、必要最小限度の範囲にとどめなければならない。

2 記録媒体に対する法第十九条第一項後段の規定による記録、法第二十条第二項の規定による複製の作成、傍受記録の作成その他通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、記録媒体作成用書類、複製等作成調書、傍受記録作成調書その他通信記録物等の作成の状況を明らかにした書類を作成するとともに、その旨を通信記録物等管理者に通知しなければならぬ。

3 通信記録物等管理者は、審査本部長が定める様式の導用により、通信記録物等の作成、保管及び出前の状況、その記録の消去の状況その他の適正な管理のために必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。

4 通信記録物等が刑事手続において使用する必要がなくなつたときは、検査主任官は、速やかに、通信記録物等管理者にその記録の全部を消去させなければならない。

(通信の当事者に対する通知)

第一十二条 法第二十三条第一項の書面の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

2 最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

3 (通知を免しなければならない期間の延長)
(通知を免しなければならない期間の延長)

第一十三条 法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2 前項の請求は、順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

3 第一項の請求は、通知期間延長請求書（別記様式第七号）により行わなければならない。

4 第一項の請求をするときは、通知によつて捜査が妨げられるおそれがあることを説明する検査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

() 検察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等)

第一十四条 検察官が保管する傍受記録に係る法第二十四条の規定による聴取、閲覧又は複製の作成について、当該傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の作成をしようとする者が法第二十三条第一項の通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならない。

2 前項の聴取、閲覧又は複製の作成は、必要な態勢を確立した上で、警察施設において警察職員を立ち会わせ、その他所要の措置を講じて行わせるようしなければならない。

() 検察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等の請求)

第一十五条 法第二十五条第三項の規定による聴取、閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官がこれを行つものとする。

2 前項の請求は、順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

3 第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書（別記様式第八号）により行わなければならない。

4 第一項の請求をするときは、法第二十五条第三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由があることを説明する検査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

(第四章 條例)

() 通信傍受手続簿

第一六条 次の各号に掲げる措置を執つた場合においては、通信傍受手続簿（別記様式第九号）によりその手続等を明らかにしておかなければならぬ。

1 傍受令状の請求

2 傍受の処分の着手

3 傍受ができる期間の延長の請求

4 傍受ができる手続等を明らかにしておかなければならぬ。

5 法第二十一条第三項の規定による記録媒体の提出

6 法第二十一条第一項の規定による書面の提出

7 傍受記録の作成

8 法第二十三条の規定による通知

9 法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求

10 法第二十四条の規定により通信の当事者に傍受記録の聴取及び閲覧等をさせるとい

十一 法第二十五条第三項の規定による請求

附 則

※ 年 月 節 号	記 類 標 体 題 し 内 容 地方裁判所
記 類 標 体 題 し 内 容 地方裁判所	に対する 被害者 ための通報傍聴に おける記録媒体を提出します。
記 類 標 体 題 し 内 容 地方裁判所	1 記録媒体の種類及び数 2 各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分
記 類 標 体 題 し 内 容 司法警察員	3 被害の対象とした者の官公職氏名 4 傍聴の実施の対象とされた通報手段 5 傍聴の実施の方法及び場所 6 立会人の氏名及び職業 7 通報検査のための通報傍聴に關する法律(以下「法」という。)第12条第2項の規定により 立会人が述べた意見
記 類 標 体 題 し 内 容 司法警察員	8 法第14条に規定する通報については、各通報を特定するに足りる事項ごとに、当該通報に 係る犯行の犯名及び所業並びに当該通報が何条に規定する通報に該当するにほめた理由 9 法第13条第2項の規定により傍聴をした通報について法第22条第3項の規定により通報の 記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

※ 年 月 節 号	その1 傍 聽 火 燃 痕 状 況 並 年 月 日 地方裁判所 裁判官 姓 司法警察員
記 類 標 体 題 し 内 容 地方裁判所	に対する 被害者 傍聴令状を に示して、下記のとおり傍聴の実施をしたので、本件面を提出しま す。
記 類 標 体 題 し 内 容 司法警察員	1 傍聴令状の交付及び傍聴ができる期間の延長の裁判の作付日並びに傍聴令状を交付した裁 判官が所屬する裁判所名 2 被害者の氏名 3 傍聴の対象とした者の官公職氏名 4 傍聴の実施の対象とされた通報手段 5 傍聴の実施の方法及び場所 6 立会人の氏名及び職業 7 通報検査のための通報傍聴に關する法律(以下「法」という。)第12条第2項の規定により 立会人が述べた意見
記 類 標 体 題 し 内 容 司法警察員	8 法第14条に規定する通報については、各通報を特定するに足りる事項ごとに、当該通報に 係る犯行の犯名及び所業並びに当該通報が何条に規定する通報に該当するにほめた理由 9 法第13条第2項の規定により傍聴をした通報について法第22条第3項の規定により通報の 記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

(注意) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

(注記) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

記入用紙の番号	被験者の性別及び年齢の年月日	被験者の初回及び第2回の作成日	被験をした連携の開始及び終了の年月日	記入用紙の提出
1				

(注意) 情状の状況において、「3①」は法第3条第1項を、「3②」は法第13条第1項を、「3③」は法第13条第2項を、「14」は法第14条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

※	年	月	第	件
他犯罪通情款當事者				年月日
地方裁判所	檢察官	警察	司法警察員	
被疑者	に対する	被疑事件について、	年月日	地方裁判所
被疑者	に対し、	接受実施状況書を提出しましたが、その後、下記のとおり、犯		
被審査のための通情係受に付する法規(以下「法」という。)第13条第2項の規定により傍聴を				
した通情者が法第14条に規定する通情に該当すると認められたので、本書面を提出します。				
		記		
1	当該通情の開始及び終了の年月日時分			
2	当該通情の当事者の氏名その他の特定に関する事項			
3	当該通情に係る犯の罪名及び罰則並びに当該通情が法第14条に規定する通情に該当する とした理由			

(注) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

(注) 1 ※印刷には、会状訴求件件番号を記載すること。
2 口頭のある場合には、該当の口内にレ印を付すること。

傍 受 通 知 書	年 月 日	地 方 檢 察 廳	署 名	司法書類員	被 取 締 者 (被告人)	年 月 日 に 対 す る	檢 察 事 件 に つ い て
				下記のとおり通信の傍受をし、傍受記録を作成したので、犯罪搜査のための通信傍受に関する法律(以下「法」という。)第23条の規定により、同記録に記載されている通信の当事者であるあなたに通知します。			
				<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の開始及び終了の年月日並びに相手方の氏名 2 傍受令状の発付の年月日 3 傍受の実施の開始及び終了の年月日 4 傍受の実施の対象とした通信手段 5 傍受令状に記載された罪名及び罰金 6 法第14条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰金 7 法第25条第3項の基準を作成することの許可があつた行及びその作付日 			

(注) 不川の文字は、横線で消すこと。

- (注) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 2 不川の文字は、横線で消すこと。

※ 件 号 第	年 月 日	※
通 知 刑 閣 延 期 求 求 書	年 月 日	
地方裁判所	裁判官 氏名	署名
司 法 裁 判 官	司 法 裁 判 官	署名
被質者(被告訴人)がする に係る通知を受ける事務官 に対する通知を延長を請求する。		
1 係受の実施を終了した年月日		
年	月	日
2 犯罪検査のための通報係受に関する法律第2項本文に規定する期間が終過した後 に、並置の当事者が特定され、又はその所在が明らかになつた年月日		
3 前に延長された期間		
始期 年	月	日
終期 年	月	日 (日間)
4 延長を終める期間		
始期 年	月	日
終期 年	月	日 (日間)
5 通知によつて機会が妨げられるおそれがあることを認めるべき事由		

(注意) 1. ※印刷には、今次講義用件器専用を記載すること。
2. 不明の文字は、横罫で消すこと。

※ 作 番		年 月 日	判 所
傍 受 の 原 記 案 を 取 等 請 求 書			
地 方 森 林 所			
檢 判 官 殿			
警 察			
司 法 警 察 員			
被 証 人 (被 告 人)	対 す る	法 事 件 に つ い て、下 記 の と おり	
年 月 日	は 提 出 し た 供 受 の 原 記 案 の 傍 受 の 案 を す す る こ と の 许 可 を 請 求 す る。		
		記	
1. 勉強、閲覧又は複製の行為を決める部分を特徴するに足りる事項			
2. 犯罪検査のための通信傍受に関する法律第25条第3項に規定する結果、閲覧又は複製の作成の理由が存在すると認められる事項			

(注) 1 ※印刷には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

その2

番	号	第	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
訴	訟に係る本部長時		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
訴	訴の実施の判定年		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
求	請求者の官職氏名																
付	裁判官の氏名																
介	有効期間		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
状	訴受ができる期間																
返	年月日		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
還	返還者の官職氏名																
訴	訴の処分の着手者		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
付	請求に係る本部長承認年月日時		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
第	請求者の官職氏名																
回	延長年月日時 分		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	延長した裁判官の氏名																
回	延長後の訴受ができる期間		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	請求に係る本部長承認年月日時		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
第	請求者の官職氏名																
回	延長年月日時 分		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	延長した裁判官の氏名																
回	延長後の訴受ができる期間		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	請求に係る本部長承認年月日時		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	請求者の官職氏名																
回	延長年月日時 分		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
回	延長した裁判官の氏名																
回	延長後の訴受ができる期間		年	月	日	時	間	年	月	日	時	間	年	月	日	時	間
	備考																

- (注) 1 通知の当当事者が特定できないときは、備考欄にその旨を記載し、特定できた時點で、傍受記録に記録されている通知の当当事者前にわざで特定した年月日及び特定に係る事項を記載すること。
- 2 通知の当事者の所在が明らかでないときは、備考欄にその旨を記載し、特定できた時點で、同様に明らかになつた年月日及び明瞭な特定の事項を記載すること。
- 3 審判査定のための通知併受に関する法規第23条第2項ただし書(同条第3項後段において適用する場合を含む。)の規定により期間が延長されたときは、備考欄に延長された後の通知を記載すること。

3
6
4

四

七〇三

(注釈) 購取等の別領には、該当するものに丸印を付けること。

266

第 件	第 件	第 件	第 件	第 件
請求に係る本部長承認作成月日	年 月 日	作 成 月 日	監 修 月 日	監 修 月 日
請求者の官公職氏名 の				
原 因 の 記 録 の 取 扱 い 及 び 開 示 の 等 の	請求に係る部分を 特定するに足りる那項 の			
監 修 の 作 成 月 日	年 月 日	作 成 月 日	監 修 月 日	監 修 月 日
許可した裁判官の氏名 の				
備 考				